

第6回

姫路市新美化センター周辺地域連絡調整会議

令和7年9月20日

津田公民館 18:00～

次 第

1 開会

2 報告

- (1) 事業の進捗状況について
- (2) 事業の今後の予定について
- (3) 実施方針について

3 議題

- (1) 津田地区連合自治会との協議の状況について
- (2) 付帯施設（案）について
- (3) 関連整備事業（案）について
- (4) 地域活性化施策（案）について
- (5) 地域環境整備事業（案）について
- (6) 今後の流れについて

2 (1) 事業の進捗状況について

○基本計画策定

- ・基本計画検討業務委託
契約期間：～R7.8.31
- ・基本計画検討委員会の開催
検討委員会 R6.7.29～R7.5.14（計5回）
技術専門部会 R6.8.1～R6.12.25（計3回）
答申 R7.6.25
- ・パブリック・コメント
公表・意見受付 3/17～4/18
提出された意見 14通35件

・基本計画の策定 R7.7

○旧南部美化センター解体撤去工事

契約相手方(予定)：五洋・阿比野共同企業体
工期(予定)：令和7年10月(議決日)～R9.7.15

○生活環境影響調査

- ・生活環境影響調査業務委託
契約期間：～R8.3.13

○整備・運営事業

- ・発注支援業務委託
契約期間：～R9.3.26
- ・事業者選定委員会の開催

R7.8.29 第1回事業者選定委員会

○地域連絡調整会議の運営

- R6.8.10 第1回地域連絡調整会議
- R6.11.9 第2回地域連絡調整会議
- R6.11.30 第3回地域連絡調整会議（現地意見交換）
- R7.2.8 第4回地域連絡調整会議
- R7.5.10 第5回地域連絡調整会議
- R7.9.20 第6回地域連絡調整会議**

○庁内推進委員会

- R6.8.16 第1回庁内推進委員会
- R6.12.17 第2回庁内推進委員会

2（2）事業の今後の予定について

<生活環境影響調査>

- ・～令和8年1月 現況調査、分析
- ・令和8年1月頃 生活環境影響調査書の縦覧
- ・令和8年1月～2月頃 意見書提出期間（1か月）
- ・令和8年3月頃 意見書に対する回答公表

<解体工事>

- ・住民説明会の開催
開催場所：環境ふれあいセンター（予定）
周知方法：自治会回覧（予定）
⇒開催時期等については、契約後に協議

<本体整備・運営事業>

○発注者支援業務

- ・契約期間：令和7年4月4日～令和9年3月26日

【目標：R8.12事業契約締結】

R7.10頃 実施方針の公表（予定）

R8.1～3頃 公告（予定）

<交通量調査>

- ・令和7年11月頃 前年と同様に実施

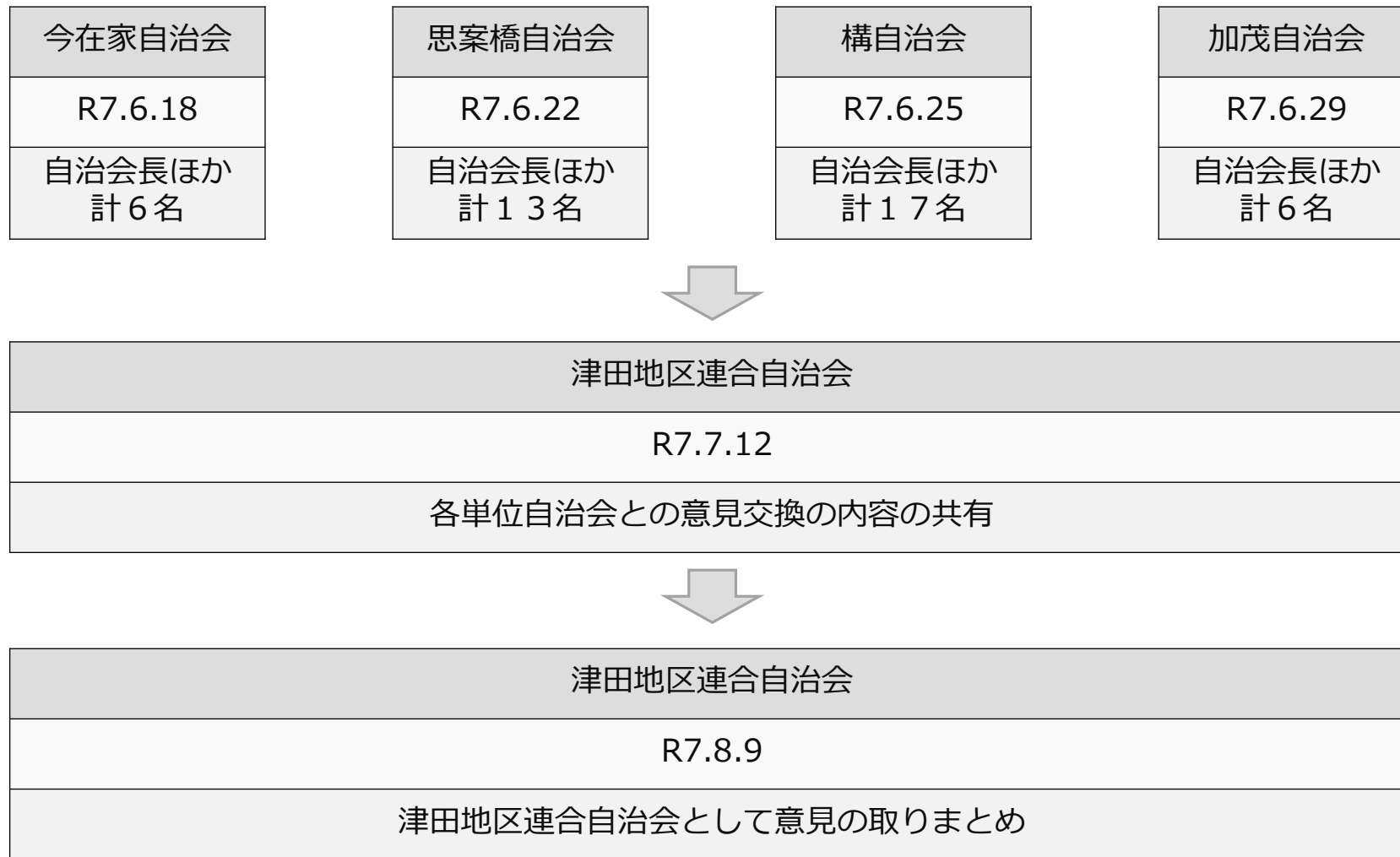
2（3）実施方針について

実施方針とは	入札公告に先立ち、市の考え等をあらかじめ公表し、事業者から意見を聴取することで、市・事業者ともによりよい事業とすることを目的に実施するもの
公表する内容	実施方針、要求水準書（案）
公表する時期	令和7年10月（予定）

実施方針の内容（案）	要求水準書の内容（案）	
・事業の概要 ・参加資格要件 ・日程 ・想定されるリスク分担 ・事業期間 等	設計・建設編	運営・維持管理編
	・196t/日（98t/日×2 炉） ・焼却方式（ストーカ式）とすること ・エネルギー回収率19.0%以上 ・公害防止基準を遵守すること ・本施設、管理棟、計量棟、駐車場、多目的広場等を整備すること ・原則ZEB oriented 以上を満たすこと ・浸水対策を講じること ・ごみピット火災を未然防ぐため、自動火災検知装置及び放水銃を設置すること ・見学ルート上に情報発信機能や展示機能等を備えること ・路上動物等の死骸を処理する単独設備を設けること ・緊急時での指定避難所とする 等	・事業期間は20年とするが、供用開始後 30 年以上使用することを前提として運営・維持管理業務を行うこと ・運営業務の内容を満たしているかセルフモニタリングすること ・環境監視推進会議等を開催する場合は出席すること ・市民に対する雇用促進、地元企業等の活用等について、積極的に提案すること ・一般の受付は原則として月曜～土曜9時～17時まで、許可・委託の受付は原則として毎日24時間とする ・環境啓発に関連するイベントを企画し、年1回以上開催すること 等

3 (1) 津田地区連合自治会との協議の状況について

○津田地区連合自治会・各単位自治会との意見交換の状況



3（1）津田地区連合自治会との協議の状況について

＜津田地区連合自治会として取りまとめられたご意見＞

- 1 付帯施設として、大研修室の設置
→災害時は避難所として活用したいので温浴施設は必要
- 2 交通対策
→250号の渋滞対策は継続して欲しい
- 3 地域の公民館・公園等の整備
→今在家公民館、今在家第2／第6公園
加茂西公園
思案橋公園
- 4 津田公園の整備
→樹木の伐採と整備
集会施設の整備
- 5 思案橋私道の市道認定化
- 6 防犯灯電気代の補助

3（2）付帯施設（案）について

大研修室を整備してほしい	
地域からの意見	・災害時に避難所として活用できる大研修室を整備してほしい ・避難時に利用できる洗身施設（シャワー・浴室）を併設してほしい ・研修室として利用していない時間帯は、地域のスポーツ活動などにもできるようにしてほしい
方向性（案）	・施設整備の要求水準書の中で「大研修室」の整備を求める（施設配置等は事業者からの提案による） ・面積約800㎡（小学校体育館程度）、高さはバレーボール、バスケットボール等の使用を想定 ・大研修室に付帯して更衣室、トイレ、シャワーを設ける ・指定避難所として指定し、備蓄品については市で対応する。避難所開設時の運営は市が行う【危機管理室】 ・避難所開設時は焼却施設の運転員用の浴室を供用して利用できるようにする

3（3）関連整備事業（案）について

国道250号の渋滞対策は市として継続して取り組んでほしい	
地域からの意見	・ 広畑幹線・鹿谷田線、夢前川右岸線などの整備を進めてもらいたい ・ 市全体の交通計画の中で国道250号の渋滞対策を今後も継続してほしい
方向性（案）	・ 既存の街路事業を進める中で、国道250号の渋滞対策は継続して検討を進める【建設局】 ・ 指定した道路以外では搬入を行わないよう、委託・許可事業者に指導する ・ 交通量調査は新美化センター供用開始まで継続して実施する

3（4）地域活性化施策（案）について

津田公園（都市公園）の再整備	
地域からの意見	・ 津田公園（東側）について、樹木を伐採し、老朽化した野球場及びテニスコート等の再整備をしてほしい ・ 津田公園に、環境ふれあいセンターのような、地域住民も使用できる集会施設を整備してほしい
方向性（案）	・ 津田公園（東側）について、地域住民の意見を聞きながら再整備を進める【建設局】 ・ 集会施設の整備は、現行の法規制の中では不可能であるが、庁内調整を継続して行う【都市局】【建設局】 ・ 公園内の施設の再配置等を検討するにあたっては、将来的な集会施設の整備を含める ・ 集会施設が整備できるようになる前にも、樹木の伐採等を先行して実施する【建設局】
地区公園の再整備	
地域からの意見	・ 今在家第2公園について、老朽化して危険な記念碑を撤去したうえで、再整備してほしい ・ 今在家第6公園について、地域利用の状況を考慮した再整備をしてほしい ・ 思案橋公園について、段差解消、遊具移設・樹木伐採など、地域利用の状況を考慮して再整備をしてほしい
方向性（案）	・ 今在家第2公園、今在家第6公園、思案橋公園について、地域の声を聞きながら再整備を実施する【建設局】 ・ 整備にあたっては年度計画を立てたうえで、順次実施する

3（４）地域活性化施策（案）について

自治会活動に対する補助	
地域からの意見	・ 今在家公民館の増築に対する補助額の上乗せを検討してほしい ・ 加茂自治会の自治会倉庫の整備に対する補助を検討してほしい
方向性（案）	・ 今在家公民館について、既存補助制度の上乗せについて補助要綱等を整備し、補助率等については全体予算の範囲内で検討する ・ 加茂自治会の自治会倉庫について、設置又は補助制度の整備について、検討を進める
法定外道路の市道認定化	
地域からの意見	・ 思案橋地区内にある法定外道路について、維持管理に自治会負担がかかるため、市道認定してほしい
方向性（案）	・ 整備したうえで市道認定に向けて進める【建設局】 ・ 隣接同意などについては、思案橋自治会にも協力を求める

3（5）地域環境整備事業（案）について

防犯灯電気代の補助	
地域からの意見	・自治会で負担している防犯灯の電気代について、一定程度補助してほしい
方向性（案）	・自治会防犯灯電気代の既存補助制度の上乗せについて検討する ・上乗せする補助率等については、全体予算の範囲内で庁内で検討する ・補助の上乗せについては、新美化センター供用開始後5年度内とする ・補助の上乗せの対象自治会は、交通量の増加などで影響を与える範囲として以下のとおりとする …津田地区内単位自治会 …隣接する連合自治会内のうち新美化センターから半径2 km以内に存する単位自治会

3（6）今後の流れについて

